

北部桧山衛生センター組合のごみ処理手数料を改定します

構成町民の皆様には、平素より当組合の環境衛生行政に対しまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に変更になりました。

当組合では、消費税率の引き上げに伴い、令和2年4月1日からごみ処理手数料を消費税の引き上げ分について改定しますので、構成町民皆様のご理解をお願いいたします。

※ 新手数料は令和2年4月1日から適用になります。

※ 組合が指定する容器の場合（可燃ごみ袋・不燃ごみ袋・資源ごみ袋等）

	可燃・不燃・資源 ごみ袋 大	改定前1枚 108円		改定後1枚 110円	1組5枚入り 550円
	可燃・不燃・資源 ごみ袋 中	改定前1枚 54円		改定後1枚 55円	1組5枚入り 275円
	可燃ごみ袋 小	改定前1枚 32円		改定後1枚 33円	1組5枚入り 165円
ごみ処理券		改定前1枚 108円		改定後1枚 110円	1シート10枚 1,100円
紙パック専用 ごみ処理券		改定前1枚 17円		改定後1枚 18円	1シート10枚 180円

※ 直接搬入ごみ処理手数料（一般廃棄物を組合の処理施設に搬入し処分するとき。）

改定後＝重量100kgまで440円、100kg以上は20kg増すごとに88円を加算した金額。

改定前＝重量100kgまで430円、100kg以上は20kg増すごとに86円を加算した金額。

※ 産業廃棄物処理手数料（産業廃棄物を組合の処理施設に搬入し処分するとき。）

改定後＝重量100kgまで770円、100kg以上は20kg増すごとに154円を加算した金額。

改定前＝重量100kgまで760円、100kg以上は20kg増すごとに152円を加算した金額。

お問合せ先
北部桧山衛生センター組合
電話:0137-86-0070